

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一 労務協 合  
京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367 〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### 子育て者の仕事を肩代わり 高齢者も次世代育成に責任

後期高齢者医療の実施をめぐって、予想をはるかに上回る大混乱が発生しました。お年寄りの目線に立った広報活動・サービスが不十分だった点は、お役所も認めざるを得ないでしょう。

この状況では、どう釈明しても言い訳しか聞こえません。国家財政が「高齢者にも医療費の負担増を求めざるを得ない」状況にあるという説明は、額面どおりに受け取るべきでしょう。

話は飛びますが、昨年一二月に、政府の「ワーク・ライフ・バランス推進トップ会議」は、仕事と生活の調和のための行動指針を策定しました。育児・年休取得率のアップ、過

重労働者の半減などの課題について具体的な目標数値を掲げています。

今後の社会を支える「次世代」を増やすためには、三〇歳代を中心とする子育て世代の生活負担を軽減しなければいけません。親が仕事に追われ、子供の養育・教育に時間を割けないという悲しい状況を、せひとも改める必要があります。

昔の地域社会では、親が不在でも近所の高齢者が陰になり日向になり、近隣の子供の成長を助けたといえます。人間関係が希薄化する中で、今の高齢者は、過剰な「おせっかい」に二の足を踏む傾向にあるようです。しかし、少なくとも職場の中では、そういう「世代間の支え合い」を復

活させる時期にあるのではないでしょう。か。高齢者雇用安定法の施行後、六〇歳代前半で継続雇用される高齢者が増えています。

こうした方たちが、出産・子育てに忙しい中堅従業員の仕事を、積極的にバックアップするようになれば、ワーク・ライフの正常なバランスを取り戻せるはずです。

高齢者に対しては、直接的な費用負担を求めるだけでなく、知恵と労力と手間の提供を呼びかけるべきでしょう。社会全体で次世代を育てるとは、そういうことではないでしょうか。これからは、社会的責任や生きがいという観点も踏まえ、再雇用者の活用方法を考えていく必要があります。

2008

6

# 生活保障手当と算定基礎

知って得する



## 賃金実務

今年四月から施行されている改正パート労働法では、賃金を「職務関連賃金」と「それ以外の賃金」に分けています。

職務関連賃金とは、①基本給、②賞与、③役付手当等を指します（平一九・一〇・一雇発第一〇〇一〇〇二号）。それ以外の賃金には、④通勤手当、⑤退職手当、⑥家族手当、⑦住宅手当、⑧別居手当、⑨子女教育手当、⑩その他職務と関連のない手当が含まれます（パート労働法施行規則第三章）。

このうち、④⑥⑦⑧⑨は、割増賃金の算定基礎から除外できる賃金項目と、重複しています。

生活保障関連賃金の代表例は家族手当ですが、このほか別居手当、子女教育手当等についても、時間外割増賃金を計算する際、算定基礎から除外可能です。ただし、家族手当と銘打っていても、実体が伴わなければダメで、その当たりの判断基準と計算方法の具体例をおさらいしましょう。

以上の五種類の賃金を除外するのは、「労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給される」

## 割増計算から除外可能 名称でなく実質で判断

という理由からです（労基法コンメンタール）。そのほか、除外賃金項目には、「臨時に支払われた賃金」「一カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」があります。

本欄では、家族手当、別居手当、子女教育手当に絞って割増賃金計

算の実務を学びます。通勤手当、住宅手当については、また回を改めて別に紹介する予定です。

家族手当等の名称を冠していても、自動的に除外賃金項目になるのではなく、一定の処理基準が存在します。まず、「家族手当、別居手当、子女教育手当は名称に関わらず実質によって取り扱う」のが原則です（昭三二・九・一三基発第一七号）。家族手当については、「扶養家族数又はこれを基礎とする家族手当額を基準として算

家族がいる者に対し本人分何円、扶養家族一人につき何円という条件で支払われるとともに、均衡上独身者に対しても一定額の手当が支払われている場合には、これらの手当のうち「独身者に対して支払われている部分及び扶養家族のあるものにして本人に対して支給されている部分は家族手当ではない」（昭三二・二二・二六基発第五七二号）と解されています。

除外賃金項目の金額を増やすため、基本給の一部を家族手当に移管しても、いわゆる「ゲタを履かせた部分」については、正当な家族手当と認められません。

別居手当の具体的定義は示されていませんが、所帯が二つに割れる費用を補填する性格を持つものでなければなりません。最近、各種手当を基本手当に吸収する動きが進んでいます。別居手当（単身赴任手当等）に限っては、支給額・割合ともに増加傾向を示し、人材活用のための転加発令の活発化がうかがわれます。

ただし、家族手当としての性格が認められても、全額が除外賃金に該当するとは限りません。扶養